

## 政府の「緊急事態宣言」の対象地域に指定された ことに伴う新增設申込の受付体制について

平素は、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、4月16日に、四国4県は、政府が発令する新型コロナ特措法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域に指定されるなど新型コロナウイルス感染症が拡大している状況です。

当社では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、現在、在宅勤務等を活用しながら新增設申込受付を実施しております。

在宅勤務等の実施に伴い、平時に比べ、お問い合わせ等の際には、ご不便をお掛けすることがあるかもしれませんが、何卒ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

### ◆政府の「緊急事態宣言」の対象地域に指定されたことに伴う受付体制

申込受付	在宅勤務※を活用し、申込受付を実施します。 (平時と比べ受付処理までにお時間をいただく場合があります。)
各種お問い合わせ	電話は通じますが、在宅勤務を活用していることからご不便をお掛けする可能性があります。 恐れ入りますが、余裕をお持ちいただき、お問い合わせください。
店頭窓口	在宅勤務を活用していることからご不便をお掛けする可能性があります。 恐れ入りますが、余裕をお持ちいただき、お問い合わせください。

※高圧契約など、平時には窓口にご提出いただいている申込書については、**郵送での受付が可能ですので、積極的にご利用ください。**

なお、ご来社時に受付担当者が不在の場合は、他の出勤社員が申込書等をお預りさせていただきます。